### 境界問題でお困りの方へ

### 境界問題で困ったときは...





筆界特定制度



法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定し ています。

(申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会

調査士会ADR

\*土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。 (民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。)

#### どこが違うの?

筆界特定制度は、



筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

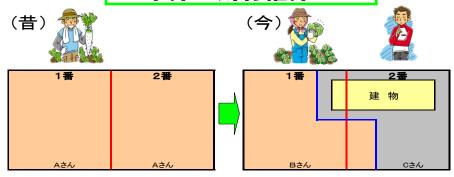
- \* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。
- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。



\* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

### 筆界?所有権界?

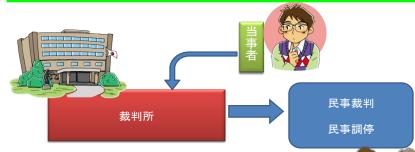


筆 界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。 所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。 (筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

仙台法務局・みやぎ境界紛争解決支援センター

### もうひとつの解決方法





\* 筆界特定制度についてのお問い合わせは

仙台法務局筆界特定室

電話 022(225)5752

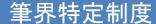
\* 調査士会ADRについてのお問い合わせは みやぎ境界紛争解決支援センター 電話 022(225)3804

## 境界問題で困ったときは...





法務局 地方法務局



(法務省筆界特定のページにリンクしています。)



法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。

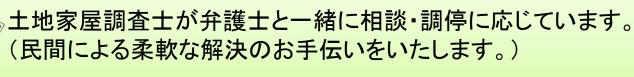
(申請者等の意見に拘束されずに、真実の筆界を探し出します。)

土地家屋調査士会



#### 調査士会ADR

(宮城県土地家屋調査士会のページに リンクしています。)



### どこが違うの?

・ 筆界特定制度は,



筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

\* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

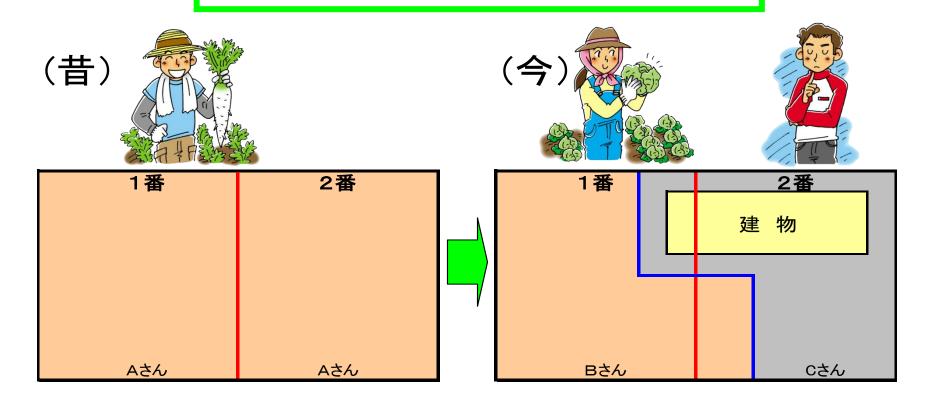
• 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。



<u>\* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。</u>

## 筆界?所有権界?



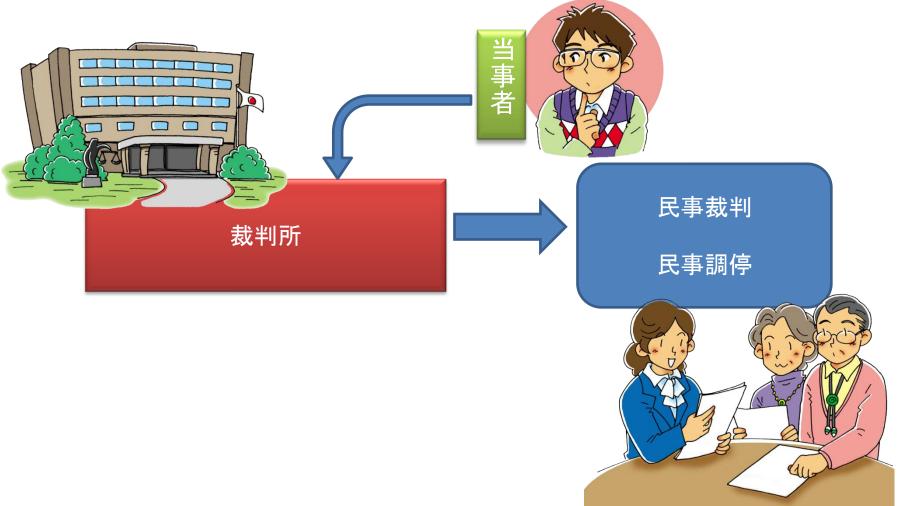
筆 界・・・筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界・・・所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。

(筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

# もうひとつの解決方法





## 境界問題についての お問い合わせは

● 筆界特定制度についてのお問い合わせは

仙台法務局筆界特定室

電話 022(225)5752

**筆界特定制度のご案内** (法務省ホームページ)

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html

● 調査士会ADR についてのお問い合わせは

みやぎ境界紛争解決支援センター電話 0 2 2 ( 2 2 5 ) 3 8 0 4 <a href="http://www.miyagi-chousashi.jp/adr/index.html">http://www.miyagi-chousashi.jp/adr/index.html</a>